

## 菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

### 1. 募集概要

町では、地域資源及び生産者等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目的として、町の魅力発信につながる商品やサービスを、町外在住でふるさと納税としてご寄附いただいた方に返礼品として提供していただける、菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2. 協力事業者の要件

次の要件を全て満たすことが必要になります。

- (1) 各種法令・条例等に沿った生産・製造・販売やサービスの提供を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）または事務所などを含む工場が町内にある企業・団体又は個人事業者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 代表者等その他経営に実質的に関与している者が、菰野町暴力団排除条例（平成23年3月28日条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 町ではふるさと納税に係る業務を包括的に委託しており、協力事業者については、返礼品の手配、配送、支払い等に関する事項について、町のふるさと納税業務委託受注事業者（以下「委託受注事業者」という。）と契約を締結することとなるため、当該委託受注事業者とE-mailによる送受信が可能であること。

### 3. 協力事業者が提供する返礼品の要件

次の要件を全て満たすことが必要になります。

- (1) 町の魅力を発信し、産業の活性化及び観光振興につながる要素をもつ商品や提供されるサービス（例：体験型のサービス）であること。
- (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (3) 町内で生産、製造若しくは加工されているもの、または主要な部分に町内の原材料を使用しているもの。
- (4) 品質及び数量の安定面において、供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱いを可とします。）
- (5) 飲食物の場合は、寄附者に商品発送後7日程度の賞味期限が保証されていること。
- (6) 委託受注事業者が手配する宅配業者による配送が可能であること。
- (7) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限る。また、有効期限については発行日から6ヶ月以上あること。（感染症の拡大等により当該施設やサービスの提供が休止されている場合においては、利用期限の延長対応が可能であること。）
- (8) その他、国が示す基準（平成31年4月1日付 総務省告示第179号）に合致しているもの。

なお、上記の条件を満たす場合であっても、配送その他の都合により、返礼品としての取扱いをお断りする場合があります。また、返礼品の申込みは、1事業者10品を上限とします。同一商品（サイズ・規格違い等）は1品とみなします。なお、申込状況等により上限数は調整する場合があります。

#### 4. 寄附金額の設定

町は5,000円以上の寄附に対して返礼品を贈呈します。

返礼品の価格（送料を除く）は、寄附金額の3割以内とし、価格は荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とします。

返礼品の価格及び送料、事務手数料等を考慮して寄附金額を設定します。

#### 5. 費用負担

(1) 返礼品の商品代及び送料は、当町が負担します。

(2) 寄附者からの商品の品質等へのクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担となります。

#### 6. 協力事業者の役割

返礼品の発送の依頼を受け、返礼品を手配し、発送のための包装及び梱包を行い、委託受注事業者が手配した配送業者に引き渡します。（配送方法は委託受注事業者の指示に従ってください。）

#### 7. 協力事業者の特典等

(1) 当町が利用するふるさと納税ポータルサイト「さとふる」に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。なお、当町が利用するふるさと納税ポータルサイトは、追加、変更することがあります。

(2) 返礼品の発送に当たって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同封して発送することができます。

#### 8. 申し込み方法

(1) 菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（登録・変更）申請書（様式第1号）、誓約書、返礼品として提供する商品情報（様式第2号）を会社概要及び返礼品の概要が分かる資料（写真、パンフレット等）と併せて、下記提出先に提出してください。

##### **【提出先】**

菰野町役場 観光産業課 観光商工推進室

〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL : 059-391-1129 Fax : 059-391-1193 E-mail : kankou@town.komono.mie.jp

(2) 提出された申請書の内容等を確認し、問題なければ決定通知書により通知します。

決定後、ポータルサイト「さとふる」から各事業者に対しIDが発行されます。一般社団

法人 菰野町観光協会を通じてIDをお伝えしますので、ポータルサイト「さとふる」の事業者情報の入力画面から事業者登録、お礼品登録、返礼品の写真画像等の必要事項を入力してください。

#### 9. 募集期間

随時募集します。

#### 10. 申込内容の確認

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（登録・変更）申請書（様式第1号）、返礼品として提供する商品情報（様式第2号）、の提出があった場合、町と委託受注業者は、申込内容が本募集要項に適合していることを確認します。

#### 11. 協力事業者の決定

町は、本募集要項の規定に基づき協力事業者として承認するか否かを決定し、菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知します。

#### 12. 契約

協力事業者は返礼品の手配、配送、支払いなどに関する事項について、委託受注事業者と契約を締結することとなります。また、ふるさと納税のインターネットポータルサイトへの返礼品の掲載についても、委託受注事業者の指示に従い必要な手続き及び運用を行うこととなります。

〈ふるさと納税業務委託受注事業者（委託受注事業者）〉

一般社団法人 菰野町観光協会

〒510-1233 三重県三重郡菰野町大字菰野 2256 番地 10

TEL : 059-394-0050 Fax : 059-394-0050 E-mail : komoshika@m6.cty-net.ne.jp

#### 13. 協力事業者の責務

協力事業者は、次の事項に関して責任を負います。

##### （1）個人情報の保護

協力事業者は、個人情報の取扱いについて、この事業の目的以外に使用することはできず、関係法令を遵守し適正に取り扱わなければなりません。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

##### （2）問い合わせへの対応

返礼品の品質等に関する苦情等については、真摯に対応し解決に努めてください。また、苦情等の内容につきましては、事案発生後3日以内に必ず町に報告してください。なお、品質等に対する保証や、クレーム対応については、町は一切の責任を負いません。

#### 14. 協力事業者、返礼品の内容変更・廃止

- (1) 協力事業者の登録内容を変更する場合は、菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（登録・変更）申請書（様式第1号）に必要事項を記入して菰野町役場 観光産業課 観光商工推進室に提出してください。
- (2) 登録している返礼品を変更・廃止する場合は、返礼品として提供する商品情報（変更・廃止）（様式第3号）に必要事項を記入して菰野町役場 観光産業課 観光商工推進室に提出してください。

#### 15. 協力事業者決定の取り消し

町は、協力事業者が次の事項のいずれかに該当する場合には、協力事業者の決定を取り消すことができるものとします。

- (1) 本要項第2に定める要件に適合しなくなったと認められる場合
- (2) 申込内容等に虚偽があった場合
- (3) 町に損害を及ぼす行為があった場合
- (4) 協力事業者と委託受注事業者の間で締結する契約に規定する解除事項に該当した場合  
このことにより、町が協力事業者の決定を取り消すときは、菰野町ふるさと納税協力事業者決定取消通知書（様式第5号）により、協力事業者に通知するものとします。

この場合において、決定を取り消された協力事業者に損害が生じても、町は一切の責任を負いません。

#### 16. その他の留意事項

- (1) 協力事業者と委託受注事業者との契約締結から、返礼品のホームページ掲載まで、1～2か月程度の期間を要します。
- (2) 協力事業者の登録を取りやめたい場合は、菰野町ふるさと納税協力事業者登録取りやめ報告書（様式第6号）を町に提出してください。
- (3) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。返礼品が選択されない場合もあり、協力事業者の登録を行っても必ず発注があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 返礼品について、総務省のふるさと納税制度や返礼品の基準の見直し等の通知があった場合や、本募集要項によらず社会情勢の変化により取扱いを中止する場合がありますが、それによる協力事業者の損害等について町は一切の責任を負いません。

(様式第1号)

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（登録・変更）申請書

年 月 日

菰野町長 あて

【申込者】

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

FAX

E-mail

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項第8の規定に基づき、協力事業者として（登録・変更）を申請します。

事業者情報

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 事業者業種・業務内容 |                               |
| 事業者ホームページ  | 有・無<br>HPアドレス<br>( )          |
| 担当者連絡先     | 担当者名<br>電話番号<br>FAX<br>E-mail |
| その他        |                               |
| ※変更項目      |                               |

※事業者情報に変更があった場合は、変更項目欄に従前から変更された事項（例：HPを新たに作成した、担当者が変更になった等）変更点が分かるようにご記入ください。

裏面「誓約書」

# 誓 約 書

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者の申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 ふるさと納税制度の趣旨を十分理解し、返礼品の提供を通じて菰野町の魅力発信に努めます。
- 2 事業の実施において、関係法令、町が定める要項等、行政機関等から発出された通知及び町の指示に従います。
- 3 申込みにあたっては、様式第2号を含めた申込書記載の内容について、町がふるさと納税業務委託受注事業者と情報共有することに同意します。
- 4 菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項2. 協力事業者の要件に規定する町税を滞納していないこと及び代表者等その他経営に実質的に関与している者が、菰野町暴力団排除条例（平成23年3月28日条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを確認するため、私及び私が代表者である法人の町税の納付状況を調査又は密接な関係等について関係機関に照会することに同意します。
- 5 返礼品発送のために提供された個人情報は、その目的にのみ使用し、決して他の目的に使用しません。
- 6 ふるさと納税募集サイトへの事業者情報及び返礼品の掲載方法に対し、一切の異議を申し立てません。
- 7 承認された返礼品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。
- 8 上記に反する行為のほか、協力事業者としての要件に不適合となったことにより登録の取消しを受けた場合、一切の異議を申し立てません。

年 月 日

菰野町長 様

協力事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

(※法人の場合は、法務局に印鑑登録された代表者印をお願いします。)



(様式第3号)

返礼品として提供する商品情報 (変更・廃止)

|   |   |  |
|---|---|--|
| 協力事業者名  |   |  |
| 変更・廃止内容   | <b>【変更】</b><br><input type="checkbox"/> 商品 (セット) 名<br><input type="checkbox"/> 商品の内容 (内訳)<br><input type="checkbox"/> 商品の価格<br><input type="checkbox"/> 販売・発送可能時期<br><input type="checkbox"/> 商品 (セット) の説明<br><input type="checkbox"/> その他  | <b>【廃止】</b><br><input type="checkbox"/> 返礼品の廃止 |
| 変更前   |   |  |
| 変更後   |   |  |
| 変更理由  |   |  |
| 地場産品の基準<br>(該当するものに○をつけてください。複数に該当する場合は該当するもの全てに○をつけてください。) | <ol style="list-style-type: none"><li>1 菰野町内において生産されたものであること。</li><li>2 菰野町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。</li><li>3 菰野町内において返礼品等の製造、加工その他工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。</li><li>4 菰野町内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内で生産されたものと混在したもの (流通上構造上、混在することが避けられない場合に限る。) であること。</li><li>5 菰野町の広報目的で生産された菰野町に関するキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から菰野町独自の返礼品であることが明白なこと。</li><li>6 1～5に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。</li><li>7 菰野町において提供される役務その他これに準じるものであって、当該役務の主要な部分が菰野町に相当程度関連性のあるものであること。</li><li>8 その他 ( )</li></ol> |  |

※現在登録中の返礼品の変更・廃止申請書になります。

※パンフレット等がある場合には添付をお願いします。

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者（承認・不承認）決定通知書

様

菰野町長

㊞

年 月 日付けで申し込みのあった菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者として、下記のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 所在地      |       |
| 名称       |       |
| 代表者      |       |
| 承認（不承認）日 | 年 月 日 |

【不承認理由】

|  |
|--|
|  |
|--|

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者決定取消通知書

様

菰野町長

㊟

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者決定について、下記のとおり取り消すこととしたので通知します。

記

|     |       |
|-----|-------|
| 所在地 |       |
| 名称  |       |
| 代表者 |       |
| 取消日 | 年 月 日 |

【取消理由】

|  |
|--|
|  |
|--|

(様式第6号)

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者登録取りやめ報告書

菰野町長 あて

【協力事業者】

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

FAX

E-mail

菰野町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項に基づき、下記のとおり返礼品協力事業者登録を取りやめるので報告します。また、取りやめにあたっては、既に下記日程でふるさと納税業務委託受注事業者と調整が済んでおり、当該日以前に寄附者から希望のあった返礼品については対応いたします。

記

取りやめ予定日

年 月 日

理由